

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年5月24日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	相馬市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhiki/johoseisakuka/4835.html">https://www.city.soma.fukushima.jp/shinososhiki/johoseisakuka/4835.html</a>

執行機関名 相馬市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために <u>高等学校等就学支援金の支給</u> を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減</u> を図り、 <u>もって教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。	この要綱は、 <u>教育基本法(平成十八年法律第二十号)第四条第三項及び学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)第十九条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者</u> に対して、 <u>就学援助費を支給</u> することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱